

投資保証の ご案内



World Bank Group
Multilateral Investment
Guarantee Agency

多国間投資保証機関 (MIGA)
世界銀行グループ

MIGA: 独自の強みを お客様へ

多数国間投資保証機関 (MIGA) は世界銀行グループ専門機関です。MIGA は、開発途上国への対外直接投資 (FDI) を促進することを使命とし、投資家や金融機関に保証（政治的リスクに対する保険）を提供しています。

MIGA の独自の強みは、国際機関として世界の大半の国々を出資国に持つことに由来しています。MIGA は、投資プロジェクトを中断しかねない政府の行動を牽制し、又、万が一投資家と政府の間に紛争が生じた場合には解決のための支援を行なうことにより、投資家の皆様に安心をお届けいたします。

MIGA は、政治的リスクを扱う他の保険会社や公的保証機関と密接に協力し、保証能力の増強を図っています。また、MIGA は、お客様がプロジェクトに必要な保険をトータルに手配するお手伝いもいたします。

ご利用が可能なお客様

MIGA は、MIGA 加盟国国籍の投資家による開発途上加盟国への投資を保証します*。また、投資受入国国籍の投資家による当該国への投資を保証する場合があります。ただし、その際は、投資受入国以外から資金を調達するものとし、同国政府がその投資を承認することを条件とします。企業または金融機関の場合は、加盟国内で法人化されている、加盟国を主たる事業地としている、或いは、所有者の過半数が加盟国の国籍を持つ者である、これらのいずれかの条件を満たしていれば、保証の対象となります。国有企業の場合は、商業ベースで運営される場合に保証の対象となります。非営利組織による投資は、投資が商業ベースで実施される旨が明確である場合に保証の対象となりえます。

* MIGA には世界のほとんど全ての国々が加盟しています。MIGA の加盟国リストはウェブサイト (www.miga.org) で入手可能です。

対象となる投資

MIGA の保証の対象となるのは、海外新規投資です。新規投資とみなされるには、投資家がプロジェクトに対し多額の資金を承諾（コミットメント）或いは支出する前に、予備保証申請をMIGAに提出しなければなりません。また、既存のプロジェクトの拡張、近代化、または財政建直し（リストラクチャリング）に関連した新規投資支出、さらに国有企業の民営化にかかる買収も保証の対象となります。その他の投資については個別に考慮され、保証の対象となり得ます。

MIGA の保証の対象となり得る投資の種類としては、持分取得、株主向け貸付、株主向け貸付の保証などが含まれます。ただし、かかる貸付の償還期間は最低 1 年以上とします。株主以外への貸付（例えば、無関係の借入人への貸付）については、上述の保証の対象となりうる投資の種類の一つとして MIGA が現在又は今後保証する特定のプロジェクトに関連している場合に限り、保証の対象となり得ます。技術支援、管理契約、資産証券化、資本市場上場債券、リース、サービス、フランチャイズおよびライセンス契約のような他の形態の投資についても保証の対象となり得ます。

経済成長と開発の促進という MIGA の使命に準じ、保証の対象となるプロジェクトは、財政的・経済的に有望であり、環境上健全であり、又投資受入国の労働基準と開発目的に適合するものであることが必要です。

保証の対象となる 政治的リスクの種類

通貨の兌換停止と送金制限

投資受入国の政府による作為または不作為により、投資家が現地通貨（資本、利息、元本、利益、使用料、その他の送金）を他の通貨に交換できない場合、さらに、現地通貨または他の通貨を国外に送金できない場合に生ずる損失から守ります。ただし、通貨の下落による損失は保証の対象となりません。MIGA は、通貨が阻止された旨を投資家から通知されると、保証契約に規定された通貨で補償額を支払います。

収用

保証を受けた投資の所有権、支配権、または、投資に対する権利が投資受入国の政府により制限又は剥奪された場合に生ずる損失から守ります。国有化や押収に加え、時間をかけて徐々に措置を講じ、最終的に収用と同じ効果をもたらす「忍び寄る収用」(creeping expropriation) も保証の対象となります。また部分的収用（例えば、資金または有形資産の押収）についても限定的に対象となります。

株式投資の全面的収用の場合、MIGA は、保証された投資の純簿価額を支払います。資金の収用においては、阻止された資金のうちの保証部分が支払われます。貸付と貸付保証については、元本残高と未払い利息が保証されます。補償金は、収用された投資のうちの投資家の権益分（例えば、株式持分または貸付契約の利権）が MIGA に寄託され次第支払われます。

戦争、テロ、内乱

革命、暴動、クーデター、妨害、テロなど、投資受入国内の戦争または内乱中、政治的行為によって有形資産が損傷、破壊、消滅した場合、或いは、事業が全面的に中断さ

れた場合（つまり、プロジェクト全体の財政的存続に不可欠な基本的操業が全面的に不能になった場合）に生ずる損失から守ります。この保証は、資産の物理的損傷に起因する損失と事業の全面的中断によって生じる損失から守るためのものです。事業の全面的中断の場合、MIGA は、保証された株式投資全体の純簿価額、または、保証の対象となる戦争や内乱に直接起因して支払い不履行となった元本と利息のうちの保証部分の純簿価額を支払います。有形資産の損失では、プロジェクト資産の簿価、取替コスト、損傷を受けた当該資産の修理費のいずれか少ない金額の投資家の持分を支払います。

一時的な事業の中断については、投資家からの要請がありしだい考慮され、その際、資産の損傷、強制的放棄、使用不能の 3 項目が保証の対象となります。短期的な事業中断に際しては、回避できない継続的費用、事業再開に要する特別費用、事業収入の損失分、さらに貸付の場合は未返済分が支払われます。

この保証には、投資受入国の政府に対する直接的な暴動だけでなく、外国政府や外国投資（これには投資家の居住国政府や投資家の国籍を有する投資も含まれる）に対する暴動も対象となります。

契約不履行

投資受入国政府と投資家との間の契約に当該国政府が違反したり否認した場合に生ずる損失から守ります。この契約不履行に対する保証は、場合によっては、国有企業の契約上の義務にも適用されることがあります。契約の違反または否認を申し立てる際、投資家はまず、当該契約書に定められた紛争解決手段（例えば、仲裁）に訴え、損害に対す

る最終的裁定もしくは裁判所の判決を受けるべきです。その後、投資家が規定の期間内に支払いを受けなかった場合、MIGA が補償金を支払います。紛争が係争中の場合、MIGA が暫定的支払いを行うこともあります。また、投資家が紛争解決手段に訴える権利を持たない場合、或いは、法的権利を主張する投資家に対して政府が不当な干渉を行った場合、MIGA は、最終的裁定を下さずに補償することもあります。

政府の債務支払い不履行

政府が債務支払いを無条件に約束している場合、或いは、プロジェクトに有利な保証を提供している場合、当該プロジェクトが MIGA の通常の規定を満たしている限り、当該政府がこのような債務支払いを怠ったときに生じる損失から守ります。その際、投資家は仲裁の裁定を受ける必要はありません。この保証は、政府の債務支払いが無条件であり、弁明の余地がない状況に適用されます。

上述の保証は、個別購入と組み合わせ購入が可能です*。ただし、投資家は MIGA が保証を発行する前に希望する保証内容を選択する必要があります。

* 略式の承認プロセスを用いた標準型保証パッケージを低費用で提供する小型投資プログラム (SIP) を通して引き受けられた保証の場合、個別購入はご利用になれません。

保証条件*

価格設定

保証料はプロジェクトごとに決定され、国、セクター、取引、さらに保証の対象となるリスクの種類によって異なります。保証料は各契約期間の初めに支払うものとします。

保証期間

MIGA は、最低 3 年から最高 15 年（プロジェクトの性質によっては 20 年が認められる場合もあります）の期間で保証を行います。保証が発効すると、契約不履行が発じない限り、MIGA は契約を終了することはできません。一方、被保証人は、契約書の 3 年目以降、毎年約定日に罰金を支払うことなく、保証の低減または解消を行えます。

保証額

株式投資では、当該投資の最高 90% まで、加えて、プロジェクトに帰属する留保利益を付保するために当該投資支出の最高 50% までを保証することができます。貸付および貸付保証については、一般に元本の最高 95% まで（個々のケースでそれ以上となる場合もあります）、加えて、貸付期間中に発生する利息を付保するために元本の最高 150% までを保証することができます。技術支援契約や他の契約書については、保証契約下で支払うべき合計額の最高 90% まで（例外的な状況では最高 95% まで）が保証の対象となります。

* 以上の記述はあくまで条件の概略を述べたものであって、あらゆる条件と契約の例外項目を網羅したわけではありません。保証の対象と例外についての詳しい内容は、実際の保証契約書をご参照ください。全ての契約が MIGA 理事会の引受審査と承認を必要とします。

プロジェクトの性質とは無関係に、投資家は常に、損失の一部を回収できないリスクにさらされています。MIGAは現在、プロジェクト1件につき最高1億8000万ドルまでの保証を自己勘定で行うことができ、さらに、再保険の取決めを通じて保証額を大幅に追加することができます。また、前述のように、政治的リスクを扱う他の保険機関との協調保険プログラムを通じて、保証額を追加することも可能です。例えば、MIGAの「協調引受プログラム」がその一つで、この場合、参加引受機関中、MIGAが記録上の保証機関となります。なお、MIGAは投資最低額を指定しておりません。

小型投資プログラム (SIP)

MIGA の SIP プログラムは、金融、農産物ビジネス、製造、サービスの各セクターに携わる中小規模のプロジェクト事業への投資を促進することを目的としています。投資が MIGA の保証の対象となるには、プロジェクト事業が以下の 3 つの条件のうち 2 つを満たしている必要があります。

- 従業員 300 名以下
- 総資産額 1500 万ドル以下
- 年間総売上 1500 万ドル以下

SIP の内容

- 保証額：最高 1000 万ドル
- 通貨・送金制限、収用、戦争、テロ、内乱に対する保証パッケージ*
- 対象となる小規模投資家に対しては申請料無料**
- 簡略化された承認プロセス

* SIP は契約不履行と政府の債務支払い不履行に対する保証を行っておりません。これらの保証をご希望のお客様は、MIGA の一般保証プログラム枠で申請することができます。

** 小規模投資家とは、資産 5000 万ドル以下、または、年間売上 1 億ドル以下のいずれかを満たす従業員 375 名未満の企業を指します。

申請方法

MIGA の保証をご希望のお客様は、投資が取り消し不能な形で承諾される前に、予備申請書 (Preliminary Application) をご提出下さい。申請書登録は無料です。次に、投資・資金計画決定後、該当するプロジェクトの概要と手数料を添えて確定申請書 (Definitive Application) をご提出ください。申請は、MIGA のウェブサイト、電子メール、郵送を通じて受け付けています。申請書は極秘扱いされ、お客様及び投資に関する情報は一切外部に漏れることはありません。申請書の送付先及びお問い合わせ：

MIGA Applications Office
Mail Stop UI2-1205
1818 H St., NW
Washington, DC 20433
USA

電話：1.202.458.2538
ファックス：1.202.522.2630

ウェブサイト：www.miga.org
電子メール：migainquiry@worldbank.org

予備申請書用紙は本書に添付されています。



World Bank Group
Multilateral Investment
Guarantee Agency

PRELIMINARY APPLICATION FOR GUARANTEE

All fields for investor and investment information must be completed upon submission.

INVESTOR INFORMATION

Company name

Investor's contact Mr./Ms./Mrs. First Last

Investor's address

Telephone Fax

Email

If majority public owned, does the investing company operate on a commercial basis? Yes No

INVESTMENT INFORMATION

Investor country (Investor Country must be different than Host Country)

Host country (Where project is located)

Name of project

Brief description of project (Industry/sector)

Estimated total cost of project (in millions) Euro Japanese Yen Pounds Sterling USD

Estimated amount of investment (in millions) Euro Japanese Yen Pounds Sterling USD

Types of investments for which guarantee is requested (in millions):

Equity

Shareholder loan

Non-shareholder loan (see next page)

Loan guarantee

Other

(If other, please provide details)

Is the investment made through capital markets?

Yes No

Is this application related to a prior guarantee issued by MIGA or to another application filed with MIGA?

Yes No

.....
(If yes, please provide details - contract number or registration number)

.....
Estimated date of investment

BROKER OR INVESTOR REPRESENTATIVE INFORMATION (IF ANY)

If broker or representative is involved, please specify. Broker Representative

Company name

Broker's or investor representative's name First Last

Title

Address

Telephone

Fax

Email

How did you hear about MIGA?

- IFC MIGA News/Publications Insurance Broker World Bank/MIGA Staff
 Other Investment Insurer Host Government Official Conference MIGA's website
 Newspaper/Magazine Other (If other, please provide details)

Signature

Date

The purpose of this application is to ensure that the investment is registered with MIGA before it is made or irrevocably committed. Upon acceptance, a Notice of Registration will be issued. This notice does not constitute a commitment either by MIGA to offer a guarantee or by the applicant to accept such a guarantee. MIGA will treat all information contained in this application as confidential, and will not disclose it outside the agency except with the applicant's consent.

ELIGIBLE INVESTMENTS

The following is a summary of MIGA's rules on eligibility pertaining to investments and applicants. Other types of investments might qualify for MIGA's coverage.

1. NEW INVESTMENTS

- Cross-border investments originating in any member country and destined for any developing member country.
- Investment contributions associated with the expansion, modernization, or financial restructuring of existing projects.
- Acquisitions involving privatization of state enterprises.

2. FORM OF INVESTMENTS

- Equity interests.
- Shareholder loans made and loan guarantees issued by equity holders, which must have a term of more than one year.
- Other investments such as technical assistance, management contracts, franchising and licensing agreements as long as the remuneration of the investor depends on the revenues or production of the investment project and such form of investment has a term of at least three years.
- Non-shareholder loans with a term of more than one year, provided an eligible investment (such as the three forms listed before) is covered or will be covered by MIGA. In this respect, MIGA should receive an application from an eligible investor in the project before or at the time when the application for the non-shareholder loan is filed.

3. ELIGIBLE APPLICANTS

- Nationals of a member country other than the country in which the investment is to be made (host country).
- Juridical persons if they are either incorporated in and have their principal place of business in a member country other than the Host Country or if they are majority-owned by nationals of member countries.
- State-owned corporations if they operate on a commercial basis.
- Nationals of the host country or juridical persons incorporated in said host country or whose capital is majority-owned by its nationals, provided that the invested assets are transferred from outside the host country.

MIGA Sanctions Procedures will be applied to sanction corrupt, fraudulent, collusive, coercive and obstructive practices in connection with projects guaranteed by MIGA.

For more details on MIGA's activities, including its member countries, visit MIGA's website at www.miga.org, or contact MIGA at migainquiry@worldbank.org or by telephone 202.458.2538.

World Bank Group
Multilateral Investment Guarantee Agency
Application Office
1818 H Street, NW
Mail Stop U12-1205
Washington, DC 20433, USA

投資の安全確保 ■ 機会の把握

Multilateral Investment Guarantee Agency
1818 H Street, NW
Washington, DC 20433
USA

World Bank Group

www.miga.org